



島根県報

令和2年4月14日（火）

第 9 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定代理納付者の指定	(政策企画監室)	2
ふるさと島根寄附金の収納事務の委託	(")	2
指定代理納付者の指定	(税 務 課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（7件）	(中 小 企 業 課)	3
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	19
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	19
包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局)	19

【公 告】

令和2年度島根県障がい者文化芸術活動支援センター業務に係る提案競技の実施	(障 がい 福 祉 課)	20
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	(中 小 企 業 課)	23
補欠の労働者委員候補者の推薦期間	(雇 用 政 策 課)	23

【特定調達公告】

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の落札者等	(病 院 局)	24
------------------------------------	---------	----

【選管告示】

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		24
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		25
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体		26

【正 誤】

令和2年3月24日付け島根県報号外第28号中	(総 務 課)	26
------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第261号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都目黒区青葉台3-6-28

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条に規定する寄附金をいう。）（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

島根県告示第262号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

東京都目黒区青葉台3-6-28

株式会社トラストバンク

2 委託した歳入の種類及び事務の内容

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条に規定する寄附金をいう。）（受託者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）の収納事務

3 委託の開始年月日

令和2年4月1日

島根県告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

- (1) 自動車税
- (2) 自動車税種別割

(指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

- (1) M a s t e r C a r d
- (2) V I S A
- (3) J C B
- (4) D i n e r s C l u b
- (5) A M E R I C A N E X P R E S S

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

島根県告示第264号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三井住友信託銀行株式会社 支配人 吉田 浩

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 (営業所：東京都港区芝三丁目33番1号)

- (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ (株)	広島県広島市中区上八丁堀4-1	伊藤 弘人	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	島 秀佳	
エイチ・アンド・エム ヘネス ・アンド・マウリッツ・ジャパ ン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティン エドマン	
エムテック・ピーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) 音光	広島県広島市西区横川新町13-24	内藤 雅義	令和元年9月29日

			退店
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	寺脇 栄一	
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	堀江 泰文	
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	中平 浩司	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
(株) CHELSEA New York	石川県金沢市矢木2-395-1	北方 康弘	
(株) テレプラザ	鳥取県米子市米原5-3-36	足田 憲昭	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
横山化成(有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
はるやま商事(株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール(株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品(株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	
(株) プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田 行孝	
(株) MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	網本 伸之	
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	石塚 幸男	
メガネの田中チェーン(株)	広島県広島市中区袋町1-23-102	ホール・ディミアン・オマワリ	
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 寛人	令和元年11月4日退店
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	川崎 純平	
(株) 柿安本店	三重県桑名市吉之丸8	赤塚 保正	
(株) エフシーバンク	島根県出雲市渡橋町1227	白神 武典	
フランス総合医療(株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ(株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	平成31年2月22日住所変更
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	島 秀佳	
エイチ・アンド・エム ヘネス	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティン	

・アンド・マウリッツ・ジャパン (株)		エドマン	
エムテック・ピーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	寺脇 栄一	
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久	令和元年5月24日 代表者変更
(株) ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市中央区船場中央2-3	中平 浩司	平成31年4月4日 住所変更
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	令和2年3月6日 代表者変更
(株) セリア	岐阜県大垣市外濑2-38	河合 映治	
(株) CHELSEA New York	石川県金沢市矢木2-395-1	北方 康弘	
(株) テレプラザ	鳥取県米子市米原5-3-36	足田 憲昭	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
横山化成 (有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品 (株)	愛知県名古屋市西区鳥見町2-130	野々川 純一	
(株) プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田 行孝	
(株) MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	網本 伸之	
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	石塚 幸男	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1-23-102	ホール・ディミアン・オマワリ	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	令和元年6月11日 住所変更、令和2年3月1日代表者変更
(株) 柿安本店	三重県桑名市吉之丸8	赤塚 保正	
(株) エフシーバンク	島根県出雲市渡橋町1227	白神 武典	
フランス総合医療 (株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	
クールカレアン (株)	東京都品川区西五反田2-7-12	堀内 一夫	令和元年7月19日 入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和2年4月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第265号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（変更前）

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	富川 俊昭	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木束地 実	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	
(株) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目20番26	平野 一貴	

	号		
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	
フジパンストア (株)	愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地	高山 昭一	
藤久 (株)	愛知県名古屋市長東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目6-26	新垣 純	
大栄電通 (株)	福岡県久留米市長門石二丁目2-23	大森 康一郎	平成31年3月31日退店
アイ・ティー・エックス (株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号	野島 廣司	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	富川 俊昭	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木束地 実	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	
(株) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目20番26号	平野 一貴	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	
フジパンストア (株)	愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地	高山 昭一	
藤久 (株)	愛知県名古屋市長東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目6-26	新垣 純	
アイ・ティー・エックス (株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号	野島 廣司	
(株) レックス	東京都港区赤坂一丁目11番44号	藤久保 匡人	平成31年4月1日入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第266号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
（変更前）

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目50番地	高山 昭一	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287番地8	北脇 明男	
(株) s n y g g	福岡県福岡市中央区大名一丁目11番15号	渡邊 功一	令和元年6月30日 退店
エステールホールディングス	東京都港区虎ノ門四丁目3-13	丸山 朝	

(株)			
マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	寺脇 栄一	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1番23-102号	ホール・ディミアン・オマワリ	
(株) BANKANわものや	埼玉県上尾市宮本町4番2号	形部 幸裕	
(株) プレジャージェーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	田中 秀男	令和2年1月26日 退店
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ボム	島根県出雲市姫原二丁目215番地5-1304	南 秀子	
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	平成31年3月24日 退店
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	
(株) ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60-7	上田 稔夫	
藤久 (株)	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
トリンプ・インターナショナル・ ジャパン (株)	東京都中央区築地五丁目6番4号	ヴァンサン・ネリアス	令和元年8月18日 退店
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	令和2年1月22日 退店
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	
(株) アイジーエー	福井県越前市矢放町第13号8番地の9	五十嵐 義和	
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 成二	
(株) ニコル	東京都渋谷区東一丁目32番12号	木野村 尚孝	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11-1	川崎 純平	
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷 昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市今市北本町三丁目4番地9	岩田 理美	
(株) ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村 政人	
(株) タオル美術館	東京都港区白金台三丁目19-1	越智 康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田 信夫	
(株) チチカカ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2-3	田中 義章	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	

ゼビオ (株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良	
アスカ (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	金治 伸隆	
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子	
(株) ジューユー	山口県山口市佐山717番地1	柚木 治	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井 稔晃	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目6-26	新垣 純	
(株) アートネイチャー	東京都渋谷区代々木三丁目40番地7号	五十嵐 祥剛	
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目1番5号	小野 行由	
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金山 元一	
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	
(株) 藤芳	島根県出雲市大社町杵築北2613番地	藤江 宣敏	
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁	
(株) ALO	大阪府大阪市中央区南船場三丁目10番3号	矢野 博文	平成31年4月30日退店
神門 佳代	島根県出雲市斐川町神氷1577-1	—	
(株) 赤ちゃん本舗	大阪府大阪市中央区南本町三丁目3番21号	佐藤 好潔	
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
アイ・ティー・エックス (株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号	野島 廣司	
(株) ワンズテラス	東京都目黒区北青山三丁目5番10号	西川 信一	
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	長元 明	
(株) アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	円山 誠一	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
フジパンストア (株)	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	高山 昭一	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 壮一郎	令和元年6月1日代表者変更
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287番地8	北脇 明男	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3-13	丸山 朝	
マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	

(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	寺脇 栄一	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディミアン・オマワリ	令和元年11月1日 住所変更
(株) BANKANわものや	埼玉県上尾市宮本町4番2号	形部 幸裕	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ポム	島根県出雲市姫原町215番地5-1304	南 秀子	住所錯誤
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	
(株) ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60-7	上田 稔夫	
藤久 (株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	
(株) アイジーエー	福井県越前市矢放町第13号8番地の9	五十嵐 義和	
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 成二	
(株) ニコル	東京都渋谷区東一丁目32番12号	木野村 尚孝	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	川崎 純平	令和元年5月31日 住所変更
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷 昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市今市北本町三丁目4番地9	岩田 理美	
(株) ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村 政人	
(株) タオル美術館	東京都港区白金台三丁目19-1	越智 康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田 信夫	
(株) チチカカ	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号	箸方 修	平成31年3月1日 代表者変更、令和元年9月11日住所変更
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
ゼビオ (株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	加藤 智治	令和元年9月11日 代表者変更
アスカ (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	金治 伸隆	
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子	
(株) ジュー	山口県山口市佐山717番地1	柚木 治	

(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井 稔晃	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目6-26	新垣 純	
(株) アートネイチャー	東京都渋谷区代々木三丁目40番地7号	五十嵐 祥剛	
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目1番5号	小野 行由	
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金山 元一	
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	
(株) 藤芳	島根県出雲市大社町杵築北2613番地	藤江 宣敏	
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁	
神門 佳代	島根県出雲市斐川町神氷1577-1	—	
(株) 赤ちゃん本舗	大阪府大阪市中央区南本町三丁目3番21号	佐藤 好潔	
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
アイ・ティー・エクス (株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号	野島 廣司	
(株) ワンズテラス	東京都港区北青山三丁目5番10号	西川 信一	住所錯誤
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	渡邊 智則	平成31年4月1日 代表者変更
(株) アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内山 誠一	代表者錯誤

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第267号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町大字上直江1321番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
(株) 三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広	
(株) 不二家	東京都文京区大塚二丁目15番6号	櫻井 康文	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番15号	中須賀 賢一	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 司	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
(株) コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	令和元年6月30日退店

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 壮一郎	令和元年6月1日代表者変更
(株) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
(株) 三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広	
(株) 不二家	東京都文京区大塚二丁目15番6号	山田 憲典	平成31年3月26日代表者変更
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番15号	中須賀 賢一	

ン			
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 司	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
(株) レックス	東京都港区赤坂一丁目11番44号	藤久保 匡人	令和元年7月1日 入店
(株) アルツー	島根県松江市北陵町52番地2 ソフトビジネスパーク島根ゆめつくす北陵5号	川島 清志	令和元年11月14日 入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第268号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート神西 島根県出雲市大島町24-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木二丁目5番1号	秦 恵治	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 英治	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 壮一郎	令和元年6月1日 代表者変更
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木二丁目5番1号	梅原 晋一	令和元年5月21日 代表者変更
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	代表者錯誤

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木東地 実	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ちづる	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15	森 啓輔	
(株) ハニーズホールディング ス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の 1	江尻 義久	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	
(株) ヒロコーポレーション	福岡県福岡市東区多の津一丁目11番7号	井上 恭枝	令和元年7月28日 退店
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北原 久巳	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
藤久 (株)	愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正	
(株) はるやまホールディング ス	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
(株) イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生	
(株) ユニクロ	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	
(株) 三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広	
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	後藤 達也	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木東地 実	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ちづる	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15	森 啓輔	
(株) ハニーズホールディング	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の	江尻 義久	

ス	1		
(株) ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	
(株) フジックス	島根県松江西市嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北原 久巳	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
藤久(株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正	
(株) はるやまホールディングス	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
(株) イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生	
(株) ユニクロ	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	
(株) 三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広	平成30年12月1日 住所変更
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	後藤 達也	

(4) 変更の年月日

上記小売業一覧表のとおり

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第270号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べる事ができる。

令和2年4月14日

島根県知事 丸山 達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田駅前ビルEAG A 島根県益田市駅前町1番30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

益田市長 山本 浩章 島根県益田市常盤町1番1号

島田 満博 島根県益田市駅前町15番22号

郷原 良祐 島根県益田市元町16番9号

片山 紀彦 広島県広島市中区橋本町6番14-501号

片山 雅彦 島根県益田市中島町口199番地5

浦田 絵里 神奈川県横浜市港北区大倉山七丁目21番6-101号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 益田市長 山本 浩章 島根県益田市常盤町1番1号

島田 満博 島根県益田市駅前町15番22号

郷原 良祐 島根県益田市元町16番9号

片山 紀彦 広島県広島市中区橋本町6番14-501号

片山 雅彦 島根県益田市中島町口199番地5

浦田 絵里 神奈川県横浜市港北区大倉山七丁目21番6-101号

石見交通株式会社 取締役社長 小河 英樹 島根県益田市幸町2番63号

有限会社亀地 代表取締役 亀地 憲二 島根県益田市西平原町1636番地2

亀地 憲二 島根県益田市駅前町17番1-1002号

タクミ商事株式会社 代表取締役社長 棕 忠治郎 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

(変更後) 益田市長 山本 浩章 島根県益田市常盤町1番1号

島田 満博 島根県益田市駅前町15番22号

郷原 良祐 島根県益田市元町16番9号

片山 紀彦 広島県広島市中区橋本町6番14-501号

片山 雅彦 島根県益田市中島町口199番地5

浦田 絵里 神奈川県横浜市港北区大倉山七丁目21番6-101号

(4) 変更の年月日

令和2年3月23日

2 届出年月日

令和2年3月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第271号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
益田市	平成30年度～令和元年度	47枚	1冊	出合原1	令和2年4月7日

島根県告示第272号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 宮ノ尾
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡隠岐の島町久見原畑721番2	1号
隠岐郡隠岐の島町久見宮ノ尾678番1	2号から5号まで
〃 691番	6号及び8号
〃 692番	7号
隠岐郡隠岐の島町久見原畑701番	9号
〃 697番	10号
〃 700番	11号から13号まで
〃 713番2	14号
〃 717番5	15号

島根県告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により令和2年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 包括外部監査契約の期間の始期

令和2年4月1日

- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、15,829千円を上限とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
古津 弘也 松江市殿町517番地 アルファステイツ殿町1306号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

令和2年度島根県障がい者文化芸術活動支援センター業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称
令和2年度島根県障がい者文化芸術活動支援センター業務
- (2) 仕様
「令和2年度島根県障がい者文化芸術活動支援センター業務提案競技に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 期間
契約の日から令和3年3月31日まで
- (4) 提案価格の上限額
6,252,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技に係る書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつ

ても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

(8) 島根県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

(9) 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人であること。

3 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問書(提案書作成要領：様式第1号)を作成しFAX又は電子メールにより提出すること。

なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

(2) 送付先

FAX 0852-22-6687

電子メール syougai@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限は、令和2年4月24日(金)午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和2年4月30日(木)までに、本県公式ウェブサイトの障がい福祉課ホームページにおいて公表する(質問者の氏名、名称等は公開しない。)。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

4 提案書等の提出

(1) 関係書類の配布

業務における提案書作成要領及び提案競技に係る仕様書については、令和2年4月14日(火)から島根県健康福祉部障がい福祉課の窓口又はホームページにて配布する。

(2) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書等届出書(提案書作成要領：様式第2号) 1部

イ 提案書 10部

ウ 法人内における障がい者文化芸術に関する取り組み状況(様式任意) 10部

エ 提案競技応募条件に係る宣誓書(提案書作成要領：様式第3号) 1部

オ 事業経費見積書 1部

カ 提案書を電子データで出力したCD-ROM等 1枚

※Microsoft Office2016(Word、Excel又はPower Point)で扱える形式又はPDFとすること。

(3) 提案書等の内容

提案書作成要領による。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和2年5月15日(金)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

9に同じ。

5 提案の選定方法

(1) 選定の方法

ア 令和2年度島根県障がい者文化芸術活動支援センター業務提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)

において、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、厳正な審査を行い、最も高い評価点を得たものを契約予定者として選定する。

- イ 審査委員会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- ウ 提案者が3者を超えた場合はプレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施し、上位3者を決定する。

(2) 一次審査（書類審査）

ア 一次審査の実施日

令和2年5月19日（火）

イ 審査の方法

提案者が3者を超えた場合は、応募のあった提案書について、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、厳正な審査を行い、上位3者を決定する。

ウ 一次審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を通知する。

(3) プレゼンテーション審査

ア プレゼンテーション審査の実施日（予定）

令和2年5月下旬 ※日時は別途通知する。

イ 実施会場

島根県庁舎内（松江市殿町1番地） ※会場は別途通知する。

ウ 実施方法

(7) 出席者は1提案者につき3名までとする。

(4) 企画提案は、別途県から指示した時間で順次個別に行うこととする。なお、当日使用できる資料は提出済みの提案書のみとし、追加資料の配布、パワーポイント等の利用は原則認めない。

(4) 審査結果の通知

審査が終了次第、全ての提案者に対して審査結果を通知する。

6 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 契約

(1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。なお、契約における仕様は、契約予定者の提案内容を踏まえたものとする。

(2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 支払方法

前金払とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議のうえ定める。

8 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して原則非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

9 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部障がい福祉課地域生活支援スタッフ

電話 0852-22-5225

F A X 0852-22-6687

電子メール syougai@pref.shimane.lg.jp

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田駅前ビルE A G A 島根県益田市駅前町1番30

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片山 紀彦 広島県広島市中区橋本町6番14-501号

片山 雅彦 島根県益田市中島町口199番地5

浦田 絵里 神奈川県横浜市港北区大倉山七丁目21番6-101号

3 承継の年月日

平成30年12月26日

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

片山 政祐 島根県益田市中島町口199番地2

5 承継の理由

死亡のため

6 承継に係る店舗面積

片山 紀彦 120.88平方メートル

片山 雅彦 120.88平方メートル

浦田 絵里 120.88平方メートル

7 縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

第44期島根県労働委員会労働者委員について、補欠の委員を1名任命する必要があるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号の項イの規定により、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

令和2年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

推薦期間 令和2年4月14日から同月27日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年4月14日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 調達件名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和2年3月23日

4 落札者の氏名及び住所

アースサポート株式会社 代表取締役 尾崎 俊也 島根県松江市八幡町882番地2

5 落札金額

119,192,370円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和2年2月4日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党出雲支部	森山 健一	代表者の氏名	森山 健一	佐々木 雄三	令和2年3月5日
自由民主党西郷	池田 信博	会計責任者の	小谷 茂雄	西尾 幸太郎	令和2年2月23日

町支部		氏名			
自由民主党佐田町支部	今岡 裕統	代表者の氏名	今岡 裕統	山本 義隆	令和2年2月23日
		会計責任者の氏名	長島 博文	岩崎 哲也	
自由民主党島根県港湾支部	金津 任紀	会計責任者の氏名	力石 三男	高橋 光夫	令和元年6月13日
自由民主党大社支部	中島 孝晃	会計責任者の氏名	手銭 宣裕	水師 幸夫	令和2年1月15日
自由民主党知夫村支部	渡部 哲朗	代表者の氏名	渡部 哲朗	井尻 義教	平成31年4月15日
		主たる事務所の所在地	隠岐郡知夫村1030-15	隠岐郡知夫村仁夫2354-1	
自由民主党東出雲支部	加藤 勇	会計責任者の氏名	永島 裕紀	古藤 年雄	令和2年3月2日
自由民主党瑞穂支部	山中 康樹	代表者の氏名	山中 康樹	澤田 孝之	令和2年2月16日
		会計責任者の氏名	井上 至	平野 一成	
		主たる事務所の所在地	邑智郡邑南町下田所906-1	邑智郡邑南町市木46	
自由民主党安来支部	田中 明美	主たる事務所の所在地	安来市赤江町1793-1	安来市赤江町868-1	令和2年2月21日
自由民主党横田町支部	勝田 康則	代表者の氏名	松崎 正芳	藤原 一利	令和2年2月24日
		主たる事務所の所在地	仁多郡奥出雲町下横田520	仁多郡奥出雲町下横田136-2	

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
石川忠司後援会	松本 幸夫	主たる事務所の所在地	益田市隅村町673-1	益田市横田町2013-5	令和2年3月15日
くらしと環境、平和をまもる民主県政をつくる島根県民の会	吉井 安見	会計責任者の氏名	吉井 安見	渡部 節雄	令和2年3月24日
三菱農機労働組合政治活動委員会	乗本 克己	会計責任者の氏名	遠藤 渡	多久和 英紀	令和元年12月11日

島根県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党島根県出雲市第一支部	佐々木 雄三	令和2年1月6日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
梅谷憲二後援会	梅谷 憲二	令和元年12月31日
島根県調理師会政治連盟	曾田 誓一	平成30年12月31日
森下保後援会	鞆工 勝美	令和2年2月29日

島根県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の 氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
板倉 一郎	板倉一郎後援会	会計責任者 の氏名	岩田 宜晃	鐘推 直樹	令和元年12月19日

正 誤

令和2年3月24日（島根県報号外第28号）公布島根県条例第13号島根県県税条例等の一部を改正する条例附則第10項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）」は、令和2年3月31日地方税法等の一部を改正する法律の公布により「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）」となった。